

湖南省受動喫煙の防止に関する条例施行規則（素案）

第1 趣旨

この規則は、湖南省受動喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この規則において使用する用語の意義は、条例の定めるところによる。

第3 施設の区分

禁煙施設および分煙施設の区分は、別表のとおりとする。

第4 喫煙を禁止する旨の掲示

禁煙施設にあつては当該施設の敷地内において喫煙してはならない旨、分煙施設にあつては当該施設の指定された場所以外で喫煙してはならない旨の標識の掲示は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ定める様式により行う。

- ① 禁煙施設 禁煙施設用標識（様式第1号）
- ② 分煙施設 分煙施設用標識（様式第2号）

第5 特定屋外喫煙場所等を設ける場合の措置

(1) 特定屋外喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別するため、また、たばこの煙の流出による受動喫煙を防止するための措置は、次のいずれにも適合する措置または当該措置と同等以上の効果を有する措置とする。

- ① 特定屋外喫煙場所と当該場所以外の場所との境界にたばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設置すること。
- ② ①の壁、仕切り等は、一定の高さがあり、下部に給気用の隙間があること。

(2) 特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所である旨を表示する標識の掲示は、「喫煙場所標識（様式第3号）」により行う。

第6 委任

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第7 施行期日

令和2年7月1日から施行。ただし、東庁舎および西庁舎に設置する特定屋外喫煙場所については、当分の間、第5(1)の規定は適用しない。

別表（第3関係）

区分	施設
条例第2（8）アに規定するこれらに類するものとする禁煙施設	児童館、子育て支援センター、学童保育所、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設（ただし、複合ビル内のテナント施設を利用する施設を除く。）
条例第2（8）イに規定する禁煙施設	保健センター、国民健康保険診療所、社会福祉センター、ふれあいの館、老人福祉センター、石部軽運動場、じゅらくの里、文化ホール、図書館、まちづくりセンター（石部まちづくりセンターに限る。）市民学習交流センター、東海道石部宿歴史民俗資料館、雨山研修館宿場の里、雨山公園管理施設、社会体育施設、教育サポートセンター、学校給食センター、こころの街角サロンいしべ宿駅、石部宿田楽茶屋、石部駅コミュニティハウス、都市公園、共同福祉施設、駅前広場、防災センター
条例第2（9）に規定する分煙施設のうち、条例第9（2）に規定する特定屋外喫煙場所を設けることができる施設	東庁舎、西庁舎
条例第2（9）に規定する分煙施設のうち、条例第9（2）に規定する指定喫煙場所を設けることができる施設	まちづくりセンター（石部まちづくりセンターを除く。）、コミュニティセンター、地域総合センター、さつき作陶館、シルバーワークプラザ、みらい公園湖南、湖國十二坊の森、農業集落多目的集会施設、火葬場、リサイクル施設、霊園、墓地

敷地内禁煙



No Smoking

「受動喫煙防止」にご協力ください。

湖南市

敷地内禁煙



No Smoking

※ 指定の場所で喫煙できます。

「受動喫煙防止」にご協力ください。

湖南省



喫煙場所

Smoking area



20歳未満の方は
立ち入れません。

「受動喫煙防止」にご協力ください。

湖南市